

様式4（行政手続法適用：個票番号3201）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 1月30日作成

処 分 名	文化振興助成金交付決定の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町文化振興条例（平成9年3月25日条例第19号）
根 拠 条 項	第6条
根 拠 条 文	<p>（取消、返還）</p> <p>第6条 教育委員会は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消し、及び助成金の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 申請内容に虚偽の記載があったとき。</p> <p>(2) 助成金を目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) この条例に違反したとき。</p> <p>厚岸町文化振興条例施行規則（平成9年3月28日教育委員会規則第2号）</p> <p>（取消・返還）</p> <p>第4条 教育委員会は、条例第6条の規定により助成金の交付の取消し、及び全部又は一部を返還させる決定をした場合は、助成交付取消（返還）通知書（別記第4号様式）をもって申請者に通知するものとする。</p>
処 分 基 準	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課生涯学習係
備 考	

様式4（行政手続法適用：個票番号3202）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 1月30日作成

処 分 名	公民館使用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町公民館条例（平成13年10月1日条例第39号）
根 拠 条 項	第8条
根 拠 条 文	<p>（使用の制限）</p> <p>第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可せず、又は使用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 公民館の建物、附属設備、備品等（以下「建物等」という。）をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課生涯学習係
備 考	

様式4（行政手続法適用：個票番号3203）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 1月30日作成

処 分 名	公民館使用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町公民館条例（平成13年10月1日条例第39号）
根 拠 条 項	第9条第1項
根 拠 条 文	<p>（使用の制限）</p> <p>第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) 第7条第3項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課生涯学習係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号3204)

不利益処分に係る処分基準

平成27年1月30日作成

処 分 名	利用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸情報館設置条例施行規則(平成8年3月22日規則第2号)
根 拠 条 項	第7条
根 拠 条 文	<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 館長は、次の各号の一つに該当するものに対しては、入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 館内の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある者</p> <p>(2) 建物、附属設備、資料または備付物件をき損し、又は滅失するおそれのある者</p> <p>(3) その他情報館の管理、運営上支障があると認められた者</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	生涯学習課 情報館
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号3205)

不利益処分に係る処分基準

平成27年1月30日作成

処 分 名	入館の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町海事記念館条例(平成13年厚岸町条例第41号)
根 拠 条 項	第7条
根 拠 条 文	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 記念館の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町海事記念館条例第7条各号のいずれかに該当する者に対して措置命令等を行う。</p> <p>その他、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課海事記念館
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3206）

不利益処分に係る処分基準

平成27年1月30日作成

処 分 名	入館の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町太田屯田開拓記念館条例(平成13年厚岸町条例第42号)
根 拠 条 項	第7条
根 拠 条 文	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 記念館の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町太田屯田開拓記念館条例第7条各号のいずれかに該当する者に対して措置命令等を行う。</p> <p>その他、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号3207)

不利益処分に係る処分基準

平成27年1月30日作成

処 分 名	入館の制限
根拠法令名	厚岸町郷土館館条例(平成13年厚岸町条例第40号)
根拠条項	第7条
根拠条文	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 郷土館の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処分基準の内容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町郷土館館条例第7条各号のいずれかに該当する者に対して措置命令等を行う。</p> <p>その他、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>
所管部署	教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係
備考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号3208)

不利益処分に係る処分基準

平成27年1月30日作成

処 分 名	文化財指定の解除
根 拠 法 令 名	厚岸町文化財保護条例 (昭和33年厚岸町条例第7号)
根 拠 条 項	第9条
根 拠 条 文	<p>町指定文化財が次に掲げる各号の一に該当するに至ったときは、委員会は、その指定を解除することができる。</p> <p>(1) 滅失したとき。</p> <p>(2) 著しく価値を失ったとき。</p> <p>(3) 国又は道の指定を受けたとき。</p> <p>(4) 町の区域外に移ったとき。</p> <p>(5) その他委員会が必要と認めたとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>ただし、厚岸町文化財保護条例第9条各号のいずれかに該当する場合に対して指定の解除を行うことができるが、その具体的な処分基準の例示は文化財という性質上困難であり、個々の文化財について文化財専門委員会等の意見を聞いて判断する。</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3209）

不利益処分に係る処分基準

平成27年1月30日作成

処 分 名	文化財損壊等への罰金又は科料
根 拠 法 令 名	厚岸町文化財保護条例（昭和33年厚岸町条例第7号）
根 拠 条 項	第19条
根 拠 条 文	町指定文化財を損壊し、遺棄し又は隠匿した者並びにその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し又は衰亡するにいたらしめた者には、10万円以下の罰金又は科料を科する。
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>ただし、厚岸町文化財保護条例第19条に該当する者に対して罰金又は科料を科することができるが、その具体的な処分基準の例示は文化財という性質上困難であり、個々の文化財について文化財専門委員会等の意見を聞いて判断する。</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係
備 考	